

新市地域情報化計画 (案)

川薩地区法定合併協議会

「新市地域情報化計画」 目次

第1章 計画策定の背景と目的	1
1. 計画策定の背景	2
(1) 地域課題への対応	2
(2) 情報化社会の急速な進展	3
2. 計画策定の目的	4
(1) 計画策定の目的	4
(2) 地域情報化の定義	4
(3) 計画の位置付け	6
3. 目標年次	7
第2章 情報通信の現状	9
1. 情報通信に関する社会・経済の現状	10
(1) 国の高度情報化社会への対応	10
(2) 鹿児島県の対応	10
(3) 情報通信社会の現状	11
2. 地域の情報化の現状と課題 (アンケートの概要)	12
(1) 住民の情報の入手方法	13
(2) 情報通信機器の利用状況	14
住民の情報通信機器の利用状況	14
団体・事業所のパソコン導入率	14
(3) インターネットの利用状況	14
住民のインターネット利用状況	14
団体・事業所におけるインターネット利用状況	15
小中学校におけるインターネット利用状況	15
インターネット利用上の課題	15
(4) 情報化に対するニーズ	16
住民の情報ニーズ	16
住民の情報化に対する考え方	16
団体・事業所の情報化に対するニーズ	18
行政の情報化に対する留意点	18
(5) 行政職員のパソコンの利用状況	19
(6) 情報化アンケートで出されたおもな意見	20
(7) 地域の情報化の取り組み状況と課題	20
第3章 地域情報化の基本的な考え方	23
1. 地域情報化の基本理念	24
2. 地域情報化の基本方針	25

第4章 地域情報化の具体的施策	27
1. みんなで参加する情報化(コミュニティ、住民参画)	28
(1) コミュニティネットワークの構築	28
2. 安心して快適に暮らせる情報化(保健・医療・福祉、消防・防災)	31
(1) 保健・医療の連携	31
(2) 福祉に対する支援	32
(3) 消防指令システムの構築	36
(4) 総合防災情報システムの構築	38
3. あしたのための情報化(教育、文化)	40
(1) 生涯学習情報の提供と伝統文化の保存・活用	40
(2) 教育支援システムの構築	42
(3) 国内外との交流	43
4. 活力をうみだす情報化(産業、観光)	44
(1) 農林漁業の活性化	44
(2) 商工業の活性化	46
(3) 観光の振興	47
5. だれでも使える情報化(情報通信基盤、バリアフリー)	49
(1) 情報通信基盤の整備	49
(2) バリアフリー環境の整備	50
6. 行政の情報化	51
(1) 行政ネットワークの構築	51
(2) 電子自治体の構築	52
第5章 地域情報化の推進	55
1. 推進体制	56
(1) 全市的な推進体制	
(2) 庁内の推進体制	56
(3) 連携と協調	56
2. 情報化を進めるにあたっての留意点	58
(1) 人にやさしい情報環境づくり	58
利用の容易さ	58
個人間情報格差の是正	58
紙情報を併用した効果的情報提供	58
(2) 個人情報保護対策	58
(3) システム安全対策	59
(4) 環境への配慮	59
(5) 知的所有権等の保護	59
第6章 事業計画	61
1. 事業計画	62
[参考資料]	
1. アンケート調査結果	68
2. 国・県の将来ビジョン	76
(1) 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)の概要	76
(2) e-Japan戦略の概要	78
(3) かがしま情報フロンティア21構想の概要	82
3. 用語の解説	86

第1章

計画策定の背景と目的

- 1．計画策定の背景
- 2．計画策定の目的
- 3．目標年次

1 . 計画策定の背景

(1) 地域課題への対応

川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村(以下「関係市町村」という。人口:105,464人[平成12年国勢調査]、面積:683.43k㎡)では、川薩地区法定合併協議会を設置し、合併した場合の事務事業一元化のための調整、また、合併で誕生する新市のまちづくりの方向を定める「新市まちづくり計画」の策定など、合併に関するあらゆる協議を行っています。

関係市町村は、本土地域と甑島地域から構成され、かつ広い面積を有しており、山、川、海といった豊富な自然や市街地、そして、そこに暮らす人々によって、固有の歴史や生活文化が育まれ、地域の特性が形成されてきました。

新市にあっては、それぞれの地域特性をうまく融合させ、単体ではなし得ない新しいまちづくりが可能となります。それを実現するためには、新市の住民の一体化を醸成するとともに、地域が抱える課題を的確に把握し、確実に対応していくことが必要となります。

地方分権への対応

地方分権は地域の創意工夫と責任による行政運営が求められることから、職員の政策形成能力と行財政基盤の強化が求められます。

少子・高齢化への対応

新市においては、少子・高齢化の進展が顕著で、地域活力をどう維持していくかが深刻な課題であり、流入人口の促進、新しい産業の育成が緊急の課題となっています。

地方拠点都市としての対応

九州新幹線・南九州西回り自動車道などの高速交通体系の整備により、鹿児島市さらには福岡・熊本との時間的距離が短縮されることから、あらゆる面での都市間競争が激化することが予想されます。

新市の自然・伝統・文化などの地域資源を最大限に活かしながら、合併に伴う都市規模の拡大による相乗効果を誘発し、交流人口の増大など新市全体の活力を生み出す仕掛けづくりが求められます。

行政区域の拡大への対応

行政区域の拡大に伴い、住民生活に密着したゴミ処理、消防・防災体制はもちろん、質の高い行政サービスの提供などのさらなる充実が必要となります。

これらの課題への対応、また、新市のまちづくりを進めるひとつの手段・方法として、いかに情報通信技術の利便性を発揮できるかが大きなカギを握るといえます。

(2) 情報化社会の急速な進展

情報通信技術のスピードは十数年前とは予想できないほど飛躍的に進んでおり、パソコン、インターネット、衛星放送、携帯電話など日常生活や経済活動に深く溶け込み、必要不可欠なものとなっています。移動することなしに情報を伝え、情報を得る、つまり、地方にいても、情報の受発信を可能とするなど、時間と距離という物理的空間を縮める役割を果たしています。

それに応じて情報通信基盤の整備が進み、通信サービスも高度化しています。しかしながら、情報通信技術がますます身近で不可欠なものになりつつある反面、高速かつ大容量の通信サービスについては、通信事業者の採算性の観点から、都市部に偏重傾向にあり、都市と地方の情報通信インフラの地域間格差が存在していることは否定できず、その格差は今後ますます開いていくことが懸念されます。

また、情報通信技術の進展と比例して、情報の“氾濫”と指摘されるように、情報量は膨大となっており、情報を発する側は正しい情報を伝える責務、受け取る側は、正しい情報を見分ける力量が必要になってきます。さらに、個人情報の流出、インターネット等を介した犯罪がマスコミを賑わすなど、暗部も浮き彫りにされています。そして、情報の送り手と受け手という関係はあっても、人と人との関わりというものが希薄になりつつあると指摘されるなど、情報通信技術の進展に伴い、解決していかなければならない課題も多く存在しています。

行政の情報化においては、国の積極的な施策の展開により、全国的に着実に進められています。関係市町村においても、行政課題のひとつとして、進捗や内容に違いはありますが、『情報化の推進』を総合計画、総合振興計画に掲げ、各分野に情報通信技術を取り入れ、住民サービスの向上や行政事務の効率化に努めています。

新市においては、急速な進展を続ける情報通信技術を的確にとらえ、あらゆる課題に対応できる情報化施策が必要となります。

2 . 計画策定の目的

(1) 計画策定の目的

この計画は、新市の行政内の情報化の指針となるとともに、10万人都市となる新市の住民ニーズに対応した行政サービスの提供や地域が主体となる住民参加型の情報交流（情報のやりとり）の方策を体系的に示すものです。

情報通信技術は、各分野の施策に活用できる可能性があるとともに、さまざまな課題を改善・解決する手段として有効とされています。

あらゆる配慮のもと、その便益を最大限に引き出し、安全で豊かな活力ある新市の地域社会を形成するために新市地域情報化計画を策定します。

(2) 地域情報化の定義

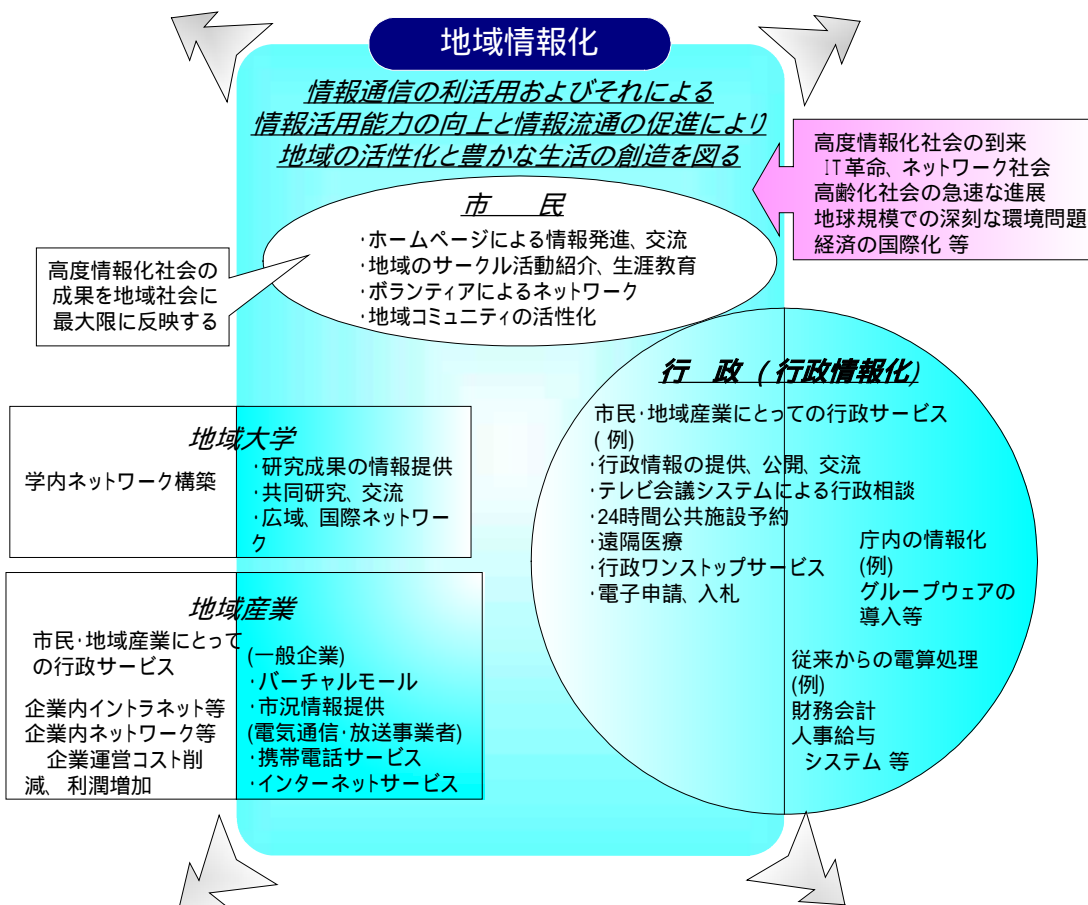
従来から「地域情報化」という言葉はさまざまな使われ方をしてきましたが、この計画における「地域情報化」とは、

**行政分野だけではなく、地域すべて（住民、企業等、行政）が情報を伝えたり、受けたりすること、つまり、情報をやりとり（情報の交流）すること
情報のやりとりを、いつでも、どこでも、正確、確実、安全に行う環境をつくること**

情報のやりとりを行うことで、さまざまな課題を克服し、地域が発展することであると定義します。

つまり、単に情報システムや通信技術の利用だけを指すのではなく、それらの基盤を活用した情報のやりとりを行うことにより、さまざまな知恵・知識・工夫・ノウハウを新たに創出し、共有、蓄積して、豊かさとともに安心できる生活空間を実現するものです。

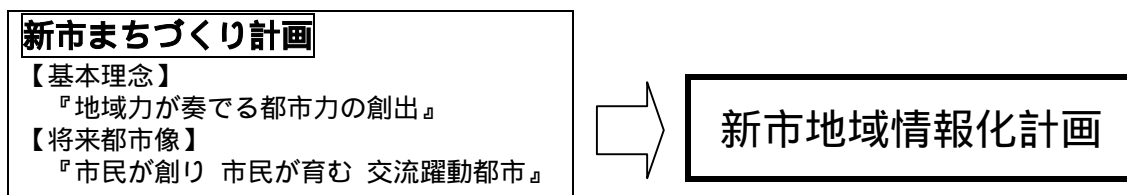
『地域情報化』イメージ



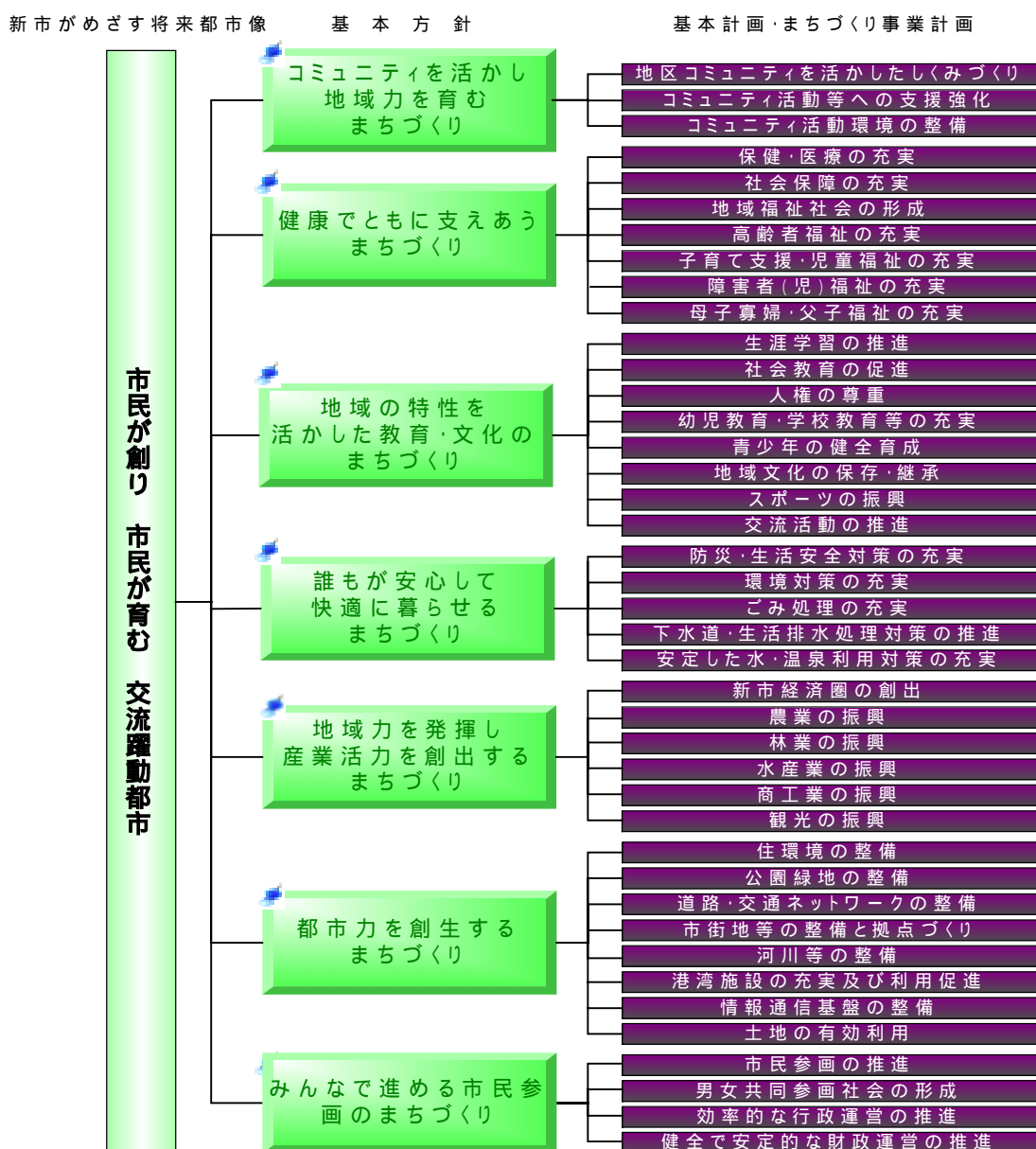
(参考:「次世代地域情報化ビジョン・I CAN 21構想」 郵政省[現 総務省])

(3) 計画の位置付け

新市地域情報化計画は、「新市まちづくり計画」に示された将来都市像『市民が創り 市民が育む 交流躍動都市』を実現するうえで、地域情報化の面からとらえた基本方針を示すとともに、地域情報化に関する総合的計画として位置付けます。



新市まちづくり計画の体系図



3 . 目標年次

新市地域情報化計画の目標年次は、平成 26 年度とします。

なお、合併後の新市において策定される基本構想、基本計画および各分野別計画、または、それらの改定と今後の著しい社会経済事情や情報通信分野の変動に配慮しながら、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。